

令和6年7月12日
子ども・若者支援課

世田谷区子ども条例の一部改正（素案たたき台）について

（要旨）

「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、子どもの声等を聴きながら世田谷区子ども条例を一部改正する条例（素案たたき台）をまとめたので、報告する。

1 主旨

世田谷区子ども条例を一部改正する条例制定に向け、子ども・子育て会議に「「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について」を諮問し、本年3月に答申を受け取った。この間の区議会での議論、子どもの声を聴きながら検討した結果や、こども基本法の施行などの動向を踏まえ、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例の一部改正（素案たたき台）をまとめた。

2 これまでの経過

令和4年5月～令和5年1月

子ども・子育て会議 子ども権利部会での議論
（子ども条例と子ども施策の評価及び検証。全5回）

令和5年3月

子ども・子育て会議から、
「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を区へ提出

令和5年9月

子ども・子育て会議諮問
（「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について）

令和5年9月～令和6年2月

子ども・子育て会議子ども権利部会及び子ども青少年協議会小委員会
（答申の議論。全7回）

令和6年3月

子ども・子育て会議答申

令和6年5月

子ども・若者施策推進特別委員会で条例骨子案を報告

令和6年6月～7月

子ども条例検討プロジェクトの開催
（中高生世代の子どもたちが全4回の検討会で条文を考える。）

3 素案たたき台の内容

別紙1 「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案たたき台）」

別紙2 新旧対照表

素案たたき台は、以前に報告した骨子案に記載の内容を具体的に条文化したものである。

条例前文・権利カタログ、目標の一部については、現在、中高生世代の子どもたちで構成する「子ども条例検討プロジェクト」で検討を行っているところであるため、改めて報告を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年	8月	政策会議（条例素案）
	9月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例素案）
	9月15日～10月15日	パブリックコメント、 子ども・若者の声ポストによる意見募集
	10月8日	シンポジウムの開催
	12月	子ども・子育て会議（条例案たたき台の意見聴取） 政策会議（条例案）
令和7年	2月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例案） 第1回定例会（条例案の提案）
	4月	条例施行

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案たたき台）

世田谷区子どもの権利条例

平成13年12月10日条例第64号

改正

平成24年12月10日条例第82号
 平成26年3月7日条例第14号
 令和2年3月4日条例第11号
 令和7年 月 日条例第 号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 子どもの権利（第4条 - 第9条）

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条 - 第14条）

第4章 基本となる政策（第15条 第24条）

第5章 子どもの権利擁護（第25条 第35条）

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条 - 第39条）

第7章 雑則（第40条）

附則

前文

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた前文を挿入します。

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

私たち区や大人は、これらの子どもたちの想いを大切に受けとめ、応えていくため、できる限りの努力をすることを約束します。

そして、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが自分らしく、豊かに育つことが保障され幸せな今を生き、明日からも良い日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(条例制定の趣旨)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障する文化を醸成し、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱くことができるようになること（以下「ウェルビーイング」といいます。）を支え、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的なことがらを定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

(1) まだ18歳になっていないすべての人

(2) この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人

2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。

3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。

5 この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。

6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

(1) 子どもたちが考える、のまちをつくります。

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた目標を挿入します。

(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの想いや意見を受け止め、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。

(3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前のように保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、継承していきます。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第4条 平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。

(1) いかなる理由でも差別されない権利

(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利

(3) 生きる権利、育つ権利

(4) 自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明し、参加する権利

(自分らしくいられる権利)

第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入します。

(豊かに過ごす権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して、その育ちにに応じて自分を豊かに成長させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入します。

(社会から守られ支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)

(2)

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入します。

(自分^{じぶん}で自分^{じぶん}の^きことを^{けんり}決める^{けんり}権利)

第8条 子どもは、自分^{じぶん}に関する^{かん}ことを自分^{じぶん}で決める^きことができます。そのためには、主^{おも}に次に掲げる^{つぎ}権利^{けんり}が保障^{ほしょう}されなければなりません。

(1)

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入します。

(意見^{いけん}を表明^{ひょうめい}し、参加^{さんか}・参画^{さんかく}することができる^{けんり}権利)

第9条 子どもは、自分^{じぶん}の意見^{いけん}や想い^{おも}を表明^{ひょうめい}し、自分^{じぶん}に関わる^{かん}ことに参加^{さんか}・参画^{さんかく}することができます。そのためには、主^{おも}に次に掲げる^{つぎ}権利^{けんり}が保障^{ほしょう}されなければなりません。

(1)

ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入します。

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(保護者^{ほごしゃ}の役割^{やくわり})

第10条 保護者^{ほごしゃ}は、子ども^この権利^{けんり}を守る^{まも}ため、子ども^こにとって最^{もっと}もよい^{だいいち}ことを第一^{かんが}に考え、子ども^この意見^{いけん}を聴き、その実現^{じつげん}に向けて子ども^こに寄り添い、成長^{せいちょう}を支える^{ささ}大切な役割^{やくわり}を担います。

2 保護者^{ほごしゃ}は、たとえ子ども^このためを想い、しつけと称^{しょう}しても、子ども^こを叩いたり、ひどいことを言ったり、怒鳴ったり、保護者^{ほごしゃ}の都合^{つごう}で子ども^こに接してはいけません。

3 保護者^{ほごしゃ}自身^{じしん}もウェルビーイングであることが大切です。保護者^{ほごしゃ}は地域^{ちいき}で子育て^{こそだ}を支えられ、必要^{ひつよう}な支援^{しえん}を受ける^う権利^{けんり}が保障^{ほしょう}されます。

(学校^{がっこう}、子ども^こに関わる^{かん}施設^{しせつ}・子ども^こに関わる^{かん}団体^{だんたい}の責務^{せきむ})

第11条 学校^{がっこう}、子ども^こに関わる^{かん}施設^{しせつ}・子ども^こに関わる^{かん}団体^{だんたい}は、子ども^こが活動^{かつどう}する場所^{ばしょ}であるため、子ども^この権利^{けんり}を保障^{ほしょう}する責務^{せきむ}があります。

2 学校^{がっこう}、子ども^こに関わる^{かん}施設^{しせつ}・子ども^こに関わる^{かん}団体^{だんたい}は、子ども^こが人間性^{にんげんせい}を豊かにし、将来^{しょうらい}への可能性^{かのうせい}を開いていくため、子ども^この主体性^{しゆたいせい}を尊重^{そんちょう}し、子ども^この権利^{けんり}を保障^{ほしょう}するため、区^くや区民^{くみん}・団体^{だんたい}と連携^{れんけい}・協力^{きょうりやく}する責務^{せきむ}があります。

(区民^{くみん}・団体^{だんたい}の役割^{やくわり})

第12条 区民^{くみん}・団体^{だんたい}は、地域^{ちいき}の中で、子ども^こと子育て^{こそだ}をしている家庭^{かてい}を見守り、ともに住みやすい地域^{ちいき}をつかっていくという感覚^{かんかく}をもち、子ども^この権利^{けんり}が保障^{ほしょう}された地域^{ちいき}づくりを担います。

2 事業者^{じぎょうしゃ}と雇い主^{やとぬし}は、その活動^{かつどう}を行う中で、子ども^こが自分^{じぶん}らしく、豊かに育つことができ、また、子育て^{こそだ}をしやすい環境^{かんきょう}をつかっていくため、配慮^{はいりよ}するよう努めなければなりません。

3 事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることをないよう、配慮に努めなければなりません。

(区の責務)

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体、区民・団体と連携・協働をし、子どもへの支援を展開します。

(子どもにやさしいまちづくり)

第14条 区は、子どもを含むすべての区民とともに、子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

第4章 基本となる政策

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重)

第15条 区は、年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会、子どもの多様な意見や想いを受けとめ、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外でも意見表明の場を確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや、意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの想いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

4 区は、子ども一人ひとりの意見や想いを大切に受けとめ、受けとめた結果を子どもに伝えていくよう努めていきます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 区は、子どもの年齢や育ちにあわせて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。

2 区は、子どもが居心地がよく安心して過ごせることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所の実現を目指します。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること

(2) 場の一員である実感が持て、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること

(3) 自分のことを自分で決められること

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、居心地のよい安心して過ごすことができる環境をつくりまします。

(虐待の予防など)

第17条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

(いじめや差別の予防など)

第18条 だれであっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめや差別があったときに、すみやかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(貧困などの対策)

第19条 だれであっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

2 区は、貧困などの防止と解消にむけて、子どもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。

(健康と環境づくり)

第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。

(子どもの権利学習の支援)

第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。

2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

(子育て支援ネットワークの形成)

第22条 区は、子どもの育ちと成長、子育てを子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。

(人材育成)

第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。

(普及啓発)

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらおうよう努めていきます。

2 区は、子どもの年齢や育ちに合わせて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。

第5章 子どもの権利擁護

(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、5人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力など)

第28条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

(相談と申立て)

第29条 子ども(次に定めるものとして)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(ようせい いけん
要請と意見など)

第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めすることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(みまも しえん
見守りなどの支援)

第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(かつどう ほうこく こうひょう
活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(そうだん ちょうさせんもんいん
相談・調査専門員)

第34条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。また、子どもの権利に関する普及啓発活動についても、擁護委員とともに実施します。

3 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

(ようごいいん しよむ
擁護委員の庶務)

第35条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

(すいしんけいかく
推進計画)

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくりま

2 区長は、推進計画をつくるときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(推進体制)

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証にあたっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則(平成24年12月10日条例第82号抄)

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分)に限ります。)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)

附則(平成26年3月7日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附則(令和2年3月4日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

附則(令和7年月日条例第号)

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案たたき台） 【新旧対照表】

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>世田谷区子ども^{けんり}条例</p> <p>平成13年12月10日条例第64号</p> <p>改正</p> <p>平成24年12月10日条例第82号 平成26年3月7日条例第14号 令和2年3月4日条例第11号 <u>令和7年月日条例第号</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条 <u>第3条</u>)</p> <p><u>第2章 子どもの権利(第4条 - 第9条)</u></p> <p><u>第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり(第10条 - 第14条)</u></p> <p><u>第4章 基本となる政策(第15条 第24条)</u></p> <p><u>第5章 子どもの権利擁護(第25条 第35条)</u></p> <p><u>第6章 推進計画・推進体制・評価検証など(第36条 - 第39条)</u></p> <p>第7章 雑則(第40条)</p> <p>附則</p>	<p>世田谷区子ども条例</p> <p>平成13年12月10日条例第64号</p> <p>改正</p> <p>平成24年12月10日条例第82号 平成26年3月7日条例第14号 令和2年3月4日条例第11号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条 第8条)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>第2章 基本となる政策(第9条 第14条)</p> <p>第3章 子どもの人権擁護(第15条 第24条)</p> <p>第4章 推進計画と評価(第25条・第26条)</p> <p>第5章 推進体制など(第27条 第31条)</p> <p>第6章 雑則(第32条)</p> <p>附則</p>	<p>【条例の名称】</p> <p>子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、現行の「子ども条例」に「権利」という文言を追加した名称に変更する。</p>
前文		
<p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた前文を挿入</p> <p><u>子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。</u></p> <p><u>私たちが区や大人は、これらの子どもたちの想いを大切に受けとめ、応援していくため、できる限りの努力をすることを約束します。</u></p> <p><u>そして、子どもの権利条約(平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」)をいいます。)の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からも良い日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。</u></p>	<p>子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。</p> <p>子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。</p> <p>平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。</p> <p>このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。</p>	<p>【前文】</p> <p>条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができる条例にするため、子どもたちの想いをそのまま記載する。</p> <p>上記の子どもの想いを大人たちが受け止めたうえで、区と大人の責務や決意表明を記載する。</p>

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>第1章 総則</p> <p>(条例制定の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子どもの権利を保障する文化を醸成し、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱くことができるようになること(以下「ウェルビーイング」といいます。)</u>を支え、<u>豊かに育つことができる社会をつくるための基本的なことがらを定める</u>ものです。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(条例制定の理由)</p> <p>第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。</p>	<p>【第1章 総則】</p> <p>「<u>条例制定の趣旨(第1条)</u>」については、本条例が子どもの権利を基盤にした条例を目指していることから、子どもの権利を保障することを明記する。</p> <p>「<u>言葉の意味(第2条)</u>」については、現行条例では、条例全体を通じて通用される文言の定義づけがなされておらず、疑義が生じかねないことから、様々な主体を新たに定義する。</p>
<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>次の人のことをいいます。</u></p> <p>(1) <u>まだ18歳になっていないすべての人</u></p> <p>(2) <u>この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人</u></p> <p>2 <u>この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。</u></p> <p>3 <u>この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。</u></p> <p>4 <u>この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。</u></p> <p>5 <u>この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。</u></p> <p>6 <u>この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。</u></p>	<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>◇「子ども」については、一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうことがあるため、18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人がいることを念頭に置き、範囲を広げてわかりやすい言葉で定義する。</p> <p>◇「大人」については、この条例を読んだ大人が、かつて自分が子どもだった時のことを思い出して、子どもの権利を自分ごととして捉えてほしいという思いを込めて定義する。</p>
<p>(条例の目標)</p> <p>第3条 この条例の<u>目標</u>は、次のとおりとします。</p> <p>(1) <u>子どもたちが考える、のまちをつくります。</u></p> <p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた目標を挿入</p> <p>(2) <u>子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの想いや意見を受け止め、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。</u></p> <p>(3) <u>子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前のように保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、継承していきます。</u></p>	<p>(条例の目標)</p> <p>第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。</p> <p>(2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。</p> <p>(3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。</p>	<p>「<u>条例の目標(第3条)</u>」については、前文と同様、子どもたちが考えた「目標」を記載したうえで、大人の目標を記載する。</p> <p>大人の目標には、子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人ひとりがすでに権利をたくさん持っていることを示す必要があるため、これまでの記載に加えて、子どもの権利を尊重する文化および社会をつくることを明記する。</p>

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>第2章 子どもの権利</p>	<p>【新設】</p>	
<p>(基本となる権利)</p> <p>第4条 平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。</p> <p>(1) いかなる理由でも差別されない権利</p> <p>(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考慮される権利</p> <p>(3) 生きる権利、育つ権利</p> <p>(4) 自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明し、参加する権利</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>【第2章 子どもの権利】</p> <p>現行条例では、子どもたちが保障されるべき権利の具体的な規定がない。当事者である子どもや、まわりの大人たちに子どもの権利について知ってもらい、地域のなかで着実に権利を保障していくため、子どもの権利を具体的に規定する。</p> <p>「基本となる権利(第4条)」については、子どもの権利条約に規定する権利を引用し、区の子どもたちにとって基本となる権利を明記する。</p> <p>「第5条～第9条」については、世田谷の子どもたちが直面している課題に対して、子どもの権利の視点から光を当て、網羅的かつ具体的に対応するため、子ども自身が保障してほしいと考える権利を各条文に個別に規定する。</p> <p>(カタログのように権利を並べることから、「権利カタログ」と呼ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇第5条：平等権 ◇第6条：幸福追求権 ◇第7条：社会権 ◇第8条：自由権 ◇第9条：請求権・参政権
<p>(自分らしくいられる権利)</p> <p>第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)</p> <p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>(豊かに過ごす権利)</p> <p>第6条 子どもは、様々な経験を通して、その育ちにに応じて自分を豊かに成長させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)</p> <p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>(社会から守られ支援を受ける権利)</p> <p>第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)</p> <p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>(自分で自分のことを決める権利)</p> <p>第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)</p> <p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>(意見を表明し、参加・参画することができる権利)</p> <p>第9条 子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1)</p> <p>ここに、「子ども条例検討プロジェクト」で子どもたちが考えた権利を挿入</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり 【新設】</p>		
<p>(保護者の役割)</p> <p>第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長を支える大切な役割を担います。</p> <p>2 保護者は、たとえ子どものためを思い、しつくと称しても、子どもを叩いたり、ひどいことを言ったり、怒鳴ったり、保護者の都合で子どもに接してはいけません。</p> <p>3 保護者自身もウェルビーイングであることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。</p>	<p>(保護者の務め)</p> <p>第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>【第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり】</p> <p>現行条例で第1章「総則」に規定されている「保護者の務め(第4条)」、「学校の務め(第5条)」、「区民の務め(第6条)」、「事業者の務め(第7条)」、「区の務め(第8条)」について内容を見直し、本章で規定する。</p> <p>「保護者」や「区民」については、「務め」を「役割」に改める。一方、子どもが日常的に、活動する場となる「学校、子どもに関わる施設や団体」、「区」については、「務め」を「責務」に改める。</p> <p>「保護者の役割(第10条)」については、日々子育てを頑張っている保護者に対し「務め」という表現は少し厳しいため「役割」に改める。保護者は自分の都合で子どもをコントロールしたり、虐待してはいけないことを規定する(第2項)。また、保護者の孤立を防ぎ、子育てをしやすい環境づくりを後押しするため、地域で子育てを支えられることを記載する(第3項)。</p> <p>「区民・団体の役割(第12条)」については、すべての区民、団体、事業者に、地域の中で、子どもと子育て家庭を見守り、ともに住みやすい地域を作っていこうという感覚を持ち、特に子どもの権利が保障された地域づくりに努める役割があることを規定する。</p>
<p>(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務)</p> <p>第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。</p> <p>2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。</p>	<p>(学校の務め)</p> <p>第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。</p>	
<p>(区民・団体の役割)</p> <p>第12条 区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという感覚をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。</p>	<p>(区民の務め)</p> <p>第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。</p>	
<p>2 事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが自分らしく、豊かに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。</p>	<p>(事業者の務め)</p> <p>第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>3 <u>事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながるのではないよう、配慮に努めなければなりません。</u></p>	<p>(雇い主の協力) 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。</p>	
<p>(区の責務) 第13条 区は、<u>子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。</u> 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、<u>保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体、区民・団体と連携・協働をし、子どもへの支援を展開します。</u></p>	<p>(区の務め) 第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を取り、協力しながら行います。</p>	
<p>(子どもにやさしいまちづくり) 第14条 区は、<u>子どもを含むすべての区民とともに、子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。</u></p>	<p>(地域の中での助け合い) 第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。</p>	
<p>第4章 基本となる政策</p>	<p>第2章 基本となる政策</p>	
<p>【条項順を入れ替え：第20条】 【条項順を入れ替え：第20条】 【条項順を入れ替え：第16条】 【条項順を入れ替え：第16条】 【条項順を入れ替え：第16条】</p>	<p>(健康と環境づくり) 第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。 (場の確保など) 第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。 2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。</p>	<p>【第4章 基本となる政策】 現行条例で、第2章「基本となる政策」に規定されている、「健康と環境づくり(第9条)」、「場の確保など(第10条)」、「子どもの参加(第11条)」、「虐待の禁止など(第12条)」、「いじめへの対応(第13条)」、「子育てへの支援(第14条)」について、内容を改め引き続き本章で規定する。 「子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重(第15条)」については、現行条例第11条「子どもの参加」を、より踏み込んだ内容に改める。多様な意見表明の場を確保するとともに、乳幼児など言語による意見表明ができない子どもの想いを受けとめることについて明記する。また、受けとめた思いを子どもたちにフィードバックすることについても規定する。</p>
<p>(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重) 第15条 区は、<u>年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会、子どもの多様な意見や想いを受けとめ、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現します。</u> 2 区は、<u>子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外でも意見表明の場を確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。</u></p>	<p>(子どもの参加) 【新設】 第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや、意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの想いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。</p> <p>4 区は、子ども一人ひとりの意見や想いを大切に受けとめ、受けとめた結果を子どもに伝えていくよう努めていきます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>「子どもの居場所づくり(第16条)」については、現行条例第10条「場の確保」を、より踏み込んだ内容に改める。子どもの権利を尊重した「子どもの居場所」に必要な要素などを明確に規定する。</p> <p>「いじめや差別の予防など(第18条)」や、「貧困などの対策(第19条)」については、いじめ、差別、貧困やヤングケアラーなど、社会的に不利な状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たに規定する。</p>
<p>(子どもの居場所づくり)</p> <p>第16条 区は、子どもの年齢や育ちにあわせて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもが居心地がよく安心して過ごせることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所の実現を目指します。</p> <p>(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること</p> <p>(2) 場の一員である実感が持て、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること</p> <p>(3) 自分のことを自分で決められること</p>	<p>(場の確保など)</p> <p>第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、居心地のよい安心して過ごすことができる環境をつくります。</p>	<p>【新設】</p>	
<p>(虐待の予防など)</p> <p>第17条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。</p>	<p>(虐待の禁止など)</p> <p>第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。</p> <p>2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。</p>	
<p>(いじめや差別の予防など)</p> <p>第18条 だれであっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。</p>	<p>(いじめへの対応)</p> <p>第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめや差別があったときに、すみやかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。</p>	<p>2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。</p>	<p>「子どもの権利学習の支援(第21条)」については、子どもたちへの支援だけでなく、権利学習を実施する立場にある、子どもに関わる職員や区職員等が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるよう支援する必要があることについても規定する。</p>
<p>(貧困などの対策)</p> <p>第19条 だれであっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。</p> <p>2 区は、貧困などの防止と解消にむけて、子どもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>「人材育成(第23条)」については、条例の理念を実践していくためには、子どもの意見形成、意見表明をサポートする担い手となる人材の育成や循環が必須であることから、人材育成について規定する。</p> <p>「普及啓発(第24条)」については、本条例の認知度を高めていくため、子どもに対してだけでなく大人に対しても働きかけを行っていくことを明記する。また、気運を醸成するため新たに「世田谷区子どもの権利の日」を定める。</p>
<p>(健康と環境づくり)</p> <p>第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。</p>	<p>(健康と環境づくり)</p> <p>第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。</p>	
<p>(子どもの権利学習の支援)</p> <p>第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>(子育て支援ネットワークの形成)</p> <p>第22条 区は、子どもの育ちと成長、子育てを子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。</p> <p>2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。</p>	<p>(子育てへの支援)</p> <p>第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。</p> <p>【新設】</p>	
<p>(人材育成)</p> <p>第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。</p> <p>2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>(普及啓発)</p> <p>第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。</p>	<p>(啓発)</p> <p>第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>2 区は、子どもの年齢や育ちに合わせて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。</p> <p>3 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	
<p>第5章 子どもの権利擁護</p>	<p>第3章 子どもの人権擁護</p>	
<p>(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)</p> <p>第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。</p> <p>2 擁護委員は、5人以内とします。</p> <p>3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。</p> <p>4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。</p> <p>5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。</p>	<p>(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)</p> <p>第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。</p> <p>2 擁護委員は、3人以内とします。</p> <p>3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。</p> <p>4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。</p> <p>5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。</p>	<p>【第5章 子どもの権利擁護】</p> <p>「子どもの権利」には、大人と同じ「人権=人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化する必要があるため「人権擁護」という言葉を、「権利擁護」という言葉に改める。</p>
<p>(擁護委員の仕事)</p> <p>第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。</p> <p>(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。</p> <p>(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。</p> <p>(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。</p> <p>(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。</p> <p>(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。</p> <p>(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。</p> <p>(8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。</p>	<p>(擁護委員の仕事)</p> <p>第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。</p> <p>(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。</p> <p>(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。</p> <p>(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。</p> <p>(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。</p> <p>(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。</p> <p>(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。</p> <p>(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>(擁護委員の務めなど)</p> <p>第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。</p> <p>2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。</p> <p>3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。</p>	<p>(擁護委員の務めなど)</p> <p>第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。</p> <p>2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。</p> <p>3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。</p>	<p>「擁護委員への協力など(第28条)」について、擁護委員の独立性を明記する。</p>
<p>(擁護委員への協力など)</p> <p>第28条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。</p> <p>2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。</p> <p>3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。</p>	<p>(擁護委員への協力)</p> <p>第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。</p> <p>2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。</p> <p>【新設】</p>	
<p>(相談と申立て)</p> <p>第29条 子ども(次に定めるものとします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。</p> <p>(1) 区内に住所を有する子ども</p> <p>(2) 区内にある事業所で働いている子ども</p> <p>(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども</p> <p>(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの</p>	<p>(相談と申立て)</p> <p>第19条 子ども(次に定めるものとします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。</p> <p>(1) 区内に住所を有する子ども</p> <p>(2) 区内にある事業所で働いている子ども</p> <p>(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども</p> <p>(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの</p>	
<p>(調査と調整)</p> <p>第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。</p> <p>2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。</p>	<p>(調査と調整)</p> <p>第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。</p> <p>2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。</p>	<p>3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。</p>	<p>「相談・調査専門員(第34条)」について、相談・調査専門員の位置づけと役割分担を明記する。</p>
<p>(要請と意見など) 第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。</p> <p>2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。</p> <p>3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。</p> <p>4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。</p> <p>5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求められます。</p> <p>6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。</p>	<p>(要請と意見など) 第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。</p> <p>2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。</p> <p>3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。</p> <p>4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。</p> <p>5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求められます。</p> <p>6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。</p>	
<p>(見守りなどの支援) 第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。</p>	<p>(見守りなどの支援) 第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。</p>	
<p>(活動の報告と公表) 第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。</p>	<p>(活動の報告と公表) 第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。</p>	
<p>(相談・調査専門員) 第34条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。</p> <p>2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。また、子どもの権利に関する普及啓発活動についても、擁護委員とともに実施します。</p> <p>3 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。</p>	<p>(擁護委員の庶務など) 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。</p> <p>2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。</p> <p>3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>ようごいじん しよむ (擁護委員の庶務) 第35条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。</p>		
<p>第6章 推進計画・推進体制・評価検証など</p>		
<p>すいしんけいかく (推進計画) 第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。 2 区長は、推進計画をつくるときは、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。</p>	<p>(推進計画) 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。</p>	<p>【第6章 推進計画・推進体制・評価検証など】 現行条例では、第4章「推進計画と評価」、第5章「推進体制など」という構成になっているが、関連性が高いためひとつの章にまとめる。 「評価検証など(第39条)」については、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を子どもの権利保障の視点で行う第三者機関「(仮称)子どもの権利委員会」を新たに設置することを規定する。 「(仮称)子どもの権利委員会」の細則については、別途制定予定の「(仮称)子どもの権利委員会設置条例」で定める。</p>
<p>すいしんたいせい (推進体制) 第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。</p>	<p>(推進体制) 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。</p>	
<p>くに とうきやうと などとの きやうりよく (国、東京都などとの協力) 第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。</p>	<p>(国、東京都などとの協力) 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。</p>	
<p>ひやうかけんしやう (評価検証など) 第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。 2 区長は、評価検証にあたっては、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 【削除】</p>	<p>(評価) 第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。</p>	
<p>【第6章に集約】 【条項順を入れ替え：第37条】 【条項順を入れ替え：第37条】 【条項順を入れ替え：第38条】 【条項順を入れ替え：第38条】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第14条】</p>	<p>第5章 推進体制など (推進体制) 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。 (国、東京都などとの協力) 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。 (雇い主の協力) 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。 (地域の中での助け合い)</p>	

改正条例(素案たたき台)	現行条例(引用条項との比較)	主な改正内容の説明
<p>【条項順を入れ替え：第14条】</p> <p>【条項順を入れ替え：第24条】</p> <p>【条項順を入れ替え：第24条】</p>	<p>第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。</p> <p>(啓発)</p> <p>第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらおうよう努めなければなりません。</p>	
<p>第7章 雑則</p>	<p>第6章 雑則</p>	
<p>(委任)</p> <p>第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。</p>	<p>(委任)</p> <p>第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。</p>	
<p>附則</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行します。</p> <p>附則(平成24年12月10日条例第82号抄)</p> <p>1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)</p> <p>附則(平成26年3月7日条例第14号)</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p> <p>附則(令和2年3月4日条例第11号)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行します。</p> <p>附則(令和7年月日条例第号)</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行します。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、平成14年4月1日から施行します。</p> <p>附則(平成24年12月10日条例第82号抄)</p> <p>1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)</p> <p>附則(平成26年3月7日条例第14号)</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p> <p>附則(令和2年3月4日条例第11号)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行します。</p>	

【条例全体にかかわるルール(~ に関しては、前回改正までのルールを踏襲している。)】

本条例は、「子どもにもわかりやすい言葉遣い」をコンセプトとして作られているため、極力平易な言葉を使用する。

(例)「及び」は「と」に、「又は」は「や」に置き換えている。

前回改正までは、制定時と同様に、小学生国語辞典において習わない漢字を用いている熟語はルビを振り、熟語でないものは平仮名としたが、今回の改正ではすべての漢字にルビを振っている。

原則として、条・項・号の引用をせずに規定するよう工夫している。(例外：条例素案 第34条第3項)

改正にあたって、順番を入れ替えた条項については、現行条例の条項番号の頭に「」を記載している。

略称規定は前文、本文それぞれで規定する。

(例)前文：子どもの権利条約(平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。)

本文(第4条)：平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)